

大田市外国語指導助手派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、学校の長期休業期間中に市内の保育所・児童クラブ・子ども教室・公民館等に、外国語指導助手を派遣することにより、地域住民の異文化交流及び国際交流等を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 外国語指導助手派遣の対象業務は次のとおりとする。

- (1) 地域住民の異文化交流及び国際交流等に関すること
- (2) 外国語学習に関すること
- (3) その他教育長が必要と認めること

(講師派遣の対象)

第3条 外国語指導助手の派遣の対象は次のとおりとする。

- (1) 市内公立・私立保育所(小規模、無認可も含む)、児童クラブ、子ども教室が主催するもの
- (2) 市内公民館及びまちづくりセンターが主催するもの
- (3) その他教育長が認めるもの

(派遣時間等)

第4条 派遣を行う時間等は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時15分までの間とし、土曜、日曜、祝日は派遣しないこととする。

但し、教育長が認めた場合はこの限りではない。

(派遣経費)

第5条 外国語指導助手の派遣に係る謝礼等は必要としない。ただし、会場使用料・消耗品費等開催経費については、主催者が負担するものとする。

(派遣の申請)

第6条 外国語指導助手の派遣を申請する団体は、外国語指導助手派遣申請書(様式第1号)を開催日の1か月前までに教育長に提出するものとする。

(決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、外国語指導助手の派遣の承認または不承認を決定するものとする。

- 2 教育長は、前項に規定する外国語指導助手の派遣の承認または不承認について、外国語指導助手承認(不承認)決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(実施報告書)

第8条 事業完了後、1週間以内に実施報告書(様式第3号)を教育委員会に提出すること。複数回事業を実施する場合は、まとめて実施報告書を教育委員会に提出すること。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

施行期日

この要領は平成28年5月23日から施行とする。